

区民と創る港区の男女平等参画のための情報誌



特集号

令和5年(2023年)  
3月発行

特集

# 大人も知りたい、今どきの性教育

## Comprehensive Sexuality Education

令和4年度 港区ワーク・ライフ・バランスシンポジウム開催報告

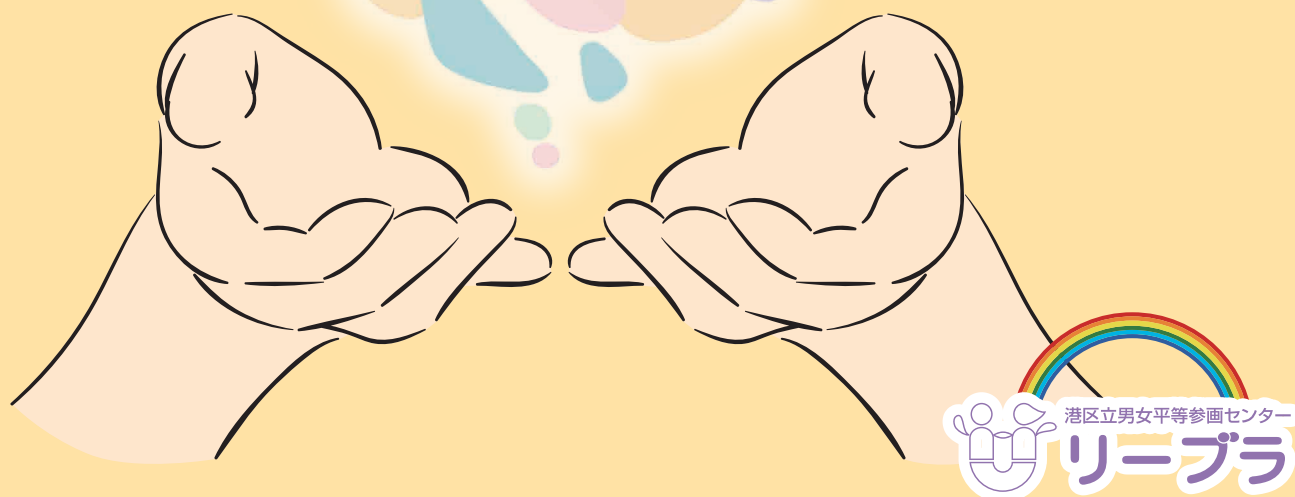
リーブラで活動する団体紹介

男女平等推進団体『公益社団法人日本女子プロ将棋協会(LPSA)』

2022年度パープルリボン運動展示のご報告

2023年度 リーブラ主催講座のテーマのご紹介

第43回 男女平等参画フェスタ in リーブラ2023 開催のお知らせ!!



港区立男女平等参画センター  
リーブラ

# 特集 大人も知りたい、今どきの性教育

日本の性教育について、課題や遅れを指摘する声が高まっていますが、世界ではどのような性教育が推進されているのでしょうか？今号では、今、国際的なスタンダードになっている包括的性教育について特集します。子どもに伝えるためだけでなく、大人も知っておきたい内容をご紹介します。

## 人権としての性を語り合う包括的性教育

渡辺 大輔

### はじめに

「自分のからだを大切にしましょう」

これまでの性教育（だけでなく教育全般）では、このような言葉がけがなされることが多くありました。近年、耳にするようになってきた「包括的性教育（包括的セクシュアリティ教育）」は、人権アプローチに基づいた教育プログラムです。それを踏まえ、先に挙げた言葉がけは問い直されなければなりません。

このことについて考えるにあたり、まずは性と権利との関係からみていきましょう。

### 性は人権である

性と権利のことを考えるために、大きな二つの定義を紹介します。

第一に、世界保健機関（WHO）の「Sexual rights」（性の権利）の定義です。WHOでは「性の権利は、既存の人権をセクシュアリティと性の健康に適用することである。性の権利は、他者の権利に十分配慮しつつ、差別からの保護という枠組みの中で、すべての人が自分のセクシュアリティを満たし、表現し、性の健康を享受する権利を保護するものである」<sup>1</sup> としています。

第二に、性に関する国際学会であるWAS（World Association for Sexual Health）が1999年採択し、2014年に改訂した「性の権利宣言」<sup>2</sup> には、次のように書いてあります。少々長いですが引用します。

「性の権利は、すべての人間が、人間としてもって生まれた自由・尊厳・平等に基づき、危害からの保護に対するコミットメントを含むものである。／平等と非差別は、すべての人権の保護と促進の基盤であり、人種、民族、肌の色、性別、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的

もしくは社会的出自、財産、出生時およびその他の状況（障がいの有無・年齢・国籍・婚姻状況・家族関係・性的指向やジェンダー・アイデンティティ・健康状態・居住地・経済的および社会的状況）に基づく、あらゆる差別、排除あるいは制限を禁じるものである。／性的指向、ジェンダー・アイデンティティ、ジェンダー表現および多様な身体のありようは人権保護を要する。すべての暴力、ハラスメント、差別、排除、およびスティグマ化は人権侵害であり、個人・家族・コミュニティのウェルビーイングに影響を及ぼすものである。／人権の尊重・保護・充足の責務は、すべての性の権利と自由に適用される。／性の権利は、すべての人々が他者の権利を尊重しつつ、自らのセクシュアリティを充足し、表現し、性の健康を楽しむことを保護するものである」。

「ウェルビーイング」とは「良好な状態・幸福・安寧・福祉」を意味するもので、性に関して「身体的、情緒的、精神的、社会的に良好な状態にあること」が権利として保障されなければならないということです。私たちはとかく「性」を生殖や欲望のこととしてのみ語りがちですが、人権そのものとして語る必要があるということです。

その上で、WASの「性の権利宣言」では性の権利として16の項目を挙げています。

#### 性の権利はセクシュアリティに関する人権である

1. 平等と差別されない権利
2. 生命、自由、および身体の安全を守る権利
3. 自律性と身体保全に関する権利
4. 拷問、及び残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰から自由である権利
5. あらゆる暴力や強制・強要から自由である権利
6. プライバシーの権利

7. 楽しめて満足できかつ安全な性的経験をできる可能性のある、性の健康を含む、望みうる最高の性の健康を享受する権利
8. 科学の進歩と応用の恩恵を享受する権利
9. 情報への権利
10. 教育を受ける権利、包括的な性教育を受ける権利
11. 平等かつ十分かつ自由な同意に基づいた婚姻関係又は他の類する形態を始め、築き、解消する権利
12. 子どもを持つか持たないか、子どもの人数や出産間隔を決定し、それを実現するための情報と手段を有する権利
13. 思想、意見、表現の自由に関する権利
14. 結社と平和的な集会の自由に関する権利
15. 公的・政治的生活に参画する権利
16. 正義、善後策および救済を求める権利

これらをみると、私たちはみな、いずれの権利も絶対に剥奪されてはならないものだということがわかるでしょう。また、後半の自由権・社会権にあたるものも「性の権利」として挙げられていることに驚きます。つまりこれは、私たちの「性」は私たちの「生」そのものであり、基本的人権なのだということを明確にしたものでもあります。

このなかでも特に「10. 教育を受ける権利、包括的な性教育を受ける権利」に注目してみましょう。ここには次のように書かれています。「人は誰も、教育を受ける権利および包括的な性教育を受ける権利を有する。包括的な性教育は、年齢に対して適切で、科学的に正しく、文化的能力に相応し、人権、ジェンダーの平等、セクシュアリティや快楽に対して肯定的なアプローチをその基礎に置くものでなければならない」。この中に「快楽」という言葉が入っていることに驚いた方もいるでしょう。これまでの性教育では「性」や「性的関係」をネガティブに扱いがちでしたが、この包括的性教育では、性をポジティブに捉えることが基本になります。

そして、ここに示されている私たちの性の権利が十分に保障されているかどうかは、何が性の権利なのかを知らないと判断できません。したがってまずはそれについて学ぶことが必要となってきます。そしてその学び自体も権利として保障されなければならないのだと位置

づけていることが重要な点です。

### 権利としての包括的性教育、包括的性教育の中の権利

この「包括的な性教育への権利」を保障するためのものとして、国連教育科学文化機関（UNESCO）、国連合同エイズ計画（UNAIDS）、国連人口基金（UNFPA）、国連児童基金（UNICEF）、世界保健機関（WHO）が共同で、学校内外における包括的性教育プログラムの開発・実践を手助けするための「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」（ITSE: International technical guidance on sexuality education an evidence: 以下「ガイダンス」）を2009年に初版、2018年には国連女性機関（UN WOMEN）も加わって改訂版<sup>3</sup>を発表しました。

「ガイダンス」における包括的性教育（CSE: Comprehensive Sexuality Education: 包括的セクシュアリティ教育）とは、①子ども・若者たちの健康とウェルビーイング（幸福）、尊厳を実現すること、②尊重された社会的、性的関係を育てること、③子ども・若者たちの選択が、自分自身と他者のウェルビーイング（幸福）にどのように影響するのかを考えること、④子ども・若者たちの生涯を通じて、自身の権利を守ることを理解し確かなものにするを目的とした、「セクシュアリティの認知的、感情的、身体的、社会的諸側面についての、カリキュラムをベースにした教育と学習のプロセス」のことです。そこでは、①科学的に正確であること、②幼少期に始まる継続的で、螺旋階段のように積み上げていく教育で徐々に進展すること、③年齢・成長に即していること、④学校内外のカリキュラムベースであること、⑤生殖や性的行為に伴うリスク、疾病についての内容だけではなく、「ジェンダーと権力の不平等、社会経済的要因、人種、HIVの状態、障がい、性的指向とジェンダー・アイデンティティなど、人間関係と脆弱性のより広い側面に関連する社会的、文化的要因について」も包括的に含めること、⑥若者自身の権利を認識した人権的アプローチに基づいていること、⑦ジェンダー平等を基盤にしていること、⑧文化的関係と状況に適応させること、⑨若者の市民権の強化により自他や社会に変化をもたらすこと、⑩健康的な選択のためのライフスキルを発達させることが求められています。

このような包括的性教育が取り扱う内容は、8つのキーコンセプトとして整理されています。

キーコンセプト1	
人間関係	
トピック	1.1 家族 1.2 友情、愛情、恋愛関係 1.3 寛容、包摂、尊重 1.4 長期的な関係性と親になること

キーコンセプト3	
ジェンダーの理解	
トピック	3.1 ジェンダーとジェンダー規範の社会構築性 3.2 ジェンダー平等、ステレオタイプ、ジェンダーバイアス 3.3 ジェンダーに基づく暴力

キーコンセプト5	
健康とウェルビーイング(幸福)のためのスキル	
トピック	5.1 性的行動における規範と仲間の影響 5.2 意思決定 5.3 コミュニケーション、拒絶、交渉のスキル 5.4 メディアリテラシー、セクシュアリティ 5.5 援助と支援を見つける

キーコンセプト7	
セクシュアリティと性的行動	
トピック	7.1 セックス、セクシュアリティ、生涯にわたる性 7.2 性的行動、性的反応

キーコンセプト2	
価値観、人権、文化、セクシュアリティ	
トピック	2.1 価値観、セクシュアリティ 2.2 人権、セクシュアリティ 2.3 文化、社会、セクシュアリティ

キーコンセプト4	
暴力と安全確保	
トピック	4.1 暴力 *4.2 同意、プライバシー、からだの保全 4.3 情報通信技術(ICTs)の安全な使い方

キーコンセプト6	
人間のからだと発達	
トピック	6.1 性と生殖の解剖学と生理学 6.2 生殖 6.3 前期思春期 6.4 ポディイメージ

キーコンセプト8	
性と生殖に関する健康	
トピック	8.1 妊娠、避妊 8.2 HIV/AIDSのスティグマ、ケア、治療、支援 8.3 HIVを含む性感染症リスクの理解、認識、低減

8つの中心となる考え方を、5～8歳、9～12歳、12～15歳、15～18歳以上の4つの年齢グループに分けて学習目標を整理し、すべての年齢段階ですべてのキーコンセプトを繰り返し横断的に学習する構造を示しています(スパイラル型カリキュラム)。

### 自分の「からだの権利」を学習する

先述の通り、この包括的性教育は「人権的アプローチに基づいていること」が求められます。代表的なものに、「誰もが、自らのからだに誰が、どこに、どのようにふれることができるのかを決める権利をもっている」という「キーアイデア」が\*トピック4.2の5～8歳の中にあります。そして『「からだの権利」の意味について説明する(知識)、「誰もが『からだの権利』をもつことを認識する(態度)」ということができるようになることが学習目標として掲げられています。これは誰かに「自分だけの大切なところ(「水着で隠れる部分」等)は、見せたり、触らせたりしてはいけない」(文部科学省「生命の安全教育」)<sup>4</sup>と決められて教えられるのではなく、安全で安心な環境

の中でさまざまな経験と十分な情報を通して自分自身の「からだの権利」として学びとるものになっていることがわかるでしょう。

このことを考えると、冒頭で紹介した「自分のからだを大切にしましょう」という言葉がけの問題が見えてくるでしょう。これでは「権利」の学習ではなく、「あれダメ、これダメ」といった「禁止」の学習になってしまい、何かリスクに直面してしまった場合、ダメだと言われていたのに、それをして/させてしまった自分が悪いのだという自己責任論に容易につながってしまいます。そういった中では、何かの時に相談すらできません。

人権的アプローチに基づいた包括的性教育において、問い、考えるべきことは「自分のからだは大切にされているか」ということです。もし「大切にされていない」と感じているならば、それは自分の「からだの権利」が保障されていないということです。そうであれば、そういった環境や関係性を変えるべく、声をあげてもいいということでもあります。もしリスクに直面しているのであれば、「自分たちのケアに必要な情報へのアクセスへ

の権利」を行使することができるのです。それは本人の「責任」ではなく、「権利」なのです。

こういった権利学習としての包括的性教育に、日本の性教育も転換していかなければなりません。

### どのように学ぶか、どのように語るか

タレントのSHELLYさんがNHK「あさイチ」の子どもへの性教育特集に出演した際（2020年9月23日）、次のように話していました<sup>5</sup>。「この教育は私もすごい大事にしている、やめては絶対に2回言わせないっていうのを言っています。やめてって1回言われたらやめるんだよって子どもにも教えていますし、娘たちにはあなたのNOには力があるんだよっていうことを教えるため」。「例えば大人がくすぐったりするじゃないですか。こしょこしょってして、やめてって言われたら、絶対やめています。やめてって言っても大人はやめてくれないんだって思ったら、自分のNOには力がないと思わせてしまう」。

先述の通り、「ガイダンス」では5歳からの学習を提唱しています。また、WHO欧州地域事務所とドイツ連邦健康啓発センターによる「ヨーロッパにおける性教育スタンダード」（2010年発行）では、なんと0歳からの学習が想定されています。これは、子どもと養育者との十分なふれあいや言葉がけそのものが学習ともなっているということです。上で紹介したSHELLYさんの言葉がけは、まさに「ガイダンス」のいう「からだの権利」ではないでしょうか。

包括的性教育の特徴の一つにカリキュラムベースであることが挙げられていましたが、「カリキュラム」とは子どもの教育経験の総体のことであって、そこには教育の計画（狭義の教育課程）・実施・評価といった意図的・計画的な教育実践の全体といった「顕在カリキュラム」と、意図していないのに無意識のうちに教え・学び取られるものである「潜在的カリキュラム（隠れたカリキュラム）」が含まれます<sup>6</sup>。これを踏まえると、学校だけではなく、家庭や学童、保育所、公民館、図書館、民間施設など、さまざまな場でのあらゆる行為が含まれると捉えることができます。つまり私たちの生活のひとつひとつが性の学びにつながるということです。

現在、性（ジェンダーやセクシュアリティ、からだ、家族など）に関する絵本がたくさん出版されています。それらを子どもと共に読みながら、一緒に語り合っていく

ことが包括的性教育の入り口になるかもしれません。232冊の絵本を「自分らしく、あなたらしく」（ジェンダーの視点）、「多様な性・多様な家族」（LGBTQや性教育）、「子どもをとりまくさまざまな問題」（戦争、SDGs、いじめ、子どもの権利）、「未来につなぐ」（ロールモデル、歴史）などに分類して紹介している草谷桂子『レインボーブックガイド 多様な性と生の絵本』（子どもの未来社、2022年）という本も出版されています。また、一般社団法人“人間と性”教育研究協議会が編集する『季刊セクシュアリティ』の108号（エイデル研究所、2022年）では「絵本で学ぶ性の権利と多様性」という特集で、学校内外での性教育実践を紹介しています。これらを参考にしながら、素敵な絵本を見つけ出して、ぜひ子どもたちと性の権利について語り合ってみてください。

そのとき、自分自身にも問いかけてみてください。

「自分のからだは大切にされている？」

- 1 WHO WEBサイト  
<https://www.who.int/health-topics/sexual-health>
- 2 WAS「性の権利宣言」（翻訳・東優子ほか）2014年、  
<https://worldsexualhealth.net/wp-content/uploads/2014/10/DSR-Japanese.pdf>、以下、引用はここから。
- 3 ユネスコ編『国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】』（翻訳・浅井春夫ほか）明石書店、2020年。ユネスコのWEBサイトでも閲覧可。以下、引用はここから。
- 4 文部科学省「生命の安全教育指導の手引き」2021年、  
[https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt\\_kyousei\\_02-000014005\\_7.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210416-mxt_kyousei_02-000014005_7.pdf)
- 5 國崎万智「親のくすぐりが恐怖だった人も...SHELLYさんの子育てで巡る発言に反響『一度の“やめて”でやめて』『あなたのNOには力があるんだよっていうことを教えるため』」『HUFFPOST』2020年9月24日、  
[https://www.huffingtonpost.jp/entry/story\\_jp\\_5f6c488ec5b6e2c91261322c](https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_5f6c488ec5b6e2c91261322c)
- 6 松尾知明『新版 教育課程・方法論』学文社、2018年

### プロフィール

## 渡辺 大輔（わたなべ だいすけ）

埼玉大学 基盤教育研究センター 准教授  
博士（教育学）

主な著書：『実践 包括的性教育』（共著、エイデル研究所、2022年）、『マンガワークシートで学ぶ多様な性と生』（単著、子どもの未来社、2019年）、『性の多様性ってなんだろう？（中学生の質問箱）』（単著、平凡社、2018年）、『国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】』（共訳、明石書店、2020年）など。



# 令和4年度 港区ワーク・ライフ・バランスシンポジウム開催報告

港区では、全ての人働きやすい職場の実現に取り組んでいる中小企業を応援しています。港区立男女平等参画センター(リーブラ)では、ワーク・ライフ・バランスおよび働き方改革の推進に向け、専門家と区内でワーク・ライフ・バランスに取り組む企業によるシンポジウムを12月13日(火)に開催しました。当日の様子をお伝えします。

## 基調講演

ワーク・ライフ・バランス推進の専門家である株式会社ワーク・ライフバランスの大塚万紀子さんに、「経営戦略としての働き方改革～ワーク・エンゲージメントと生産性向上を考える～」と題して基調講演をしていただきました。

今の時代の企業成長につながるルールや働き方、個人やチームでのパフォーマンス向上のポイントについての講演では、①人口構造の転換前後(人口ボーナス・オーナス期)の働き方の違い、②人間の集中力や睡眠時間など働く上で意識したい点、③人口ボーナス期から抜け出せない企業の特徴、④心理的安全性やワーク・エンゲージメントの概念とそれらを高めるマネジメントなどについての言及がありました。

多様な人材・働き方を前提としたマネジメントを行う上で、職場の心理的安全性とワーク・エンゲージメントという概念を導入することで、一人一人のパフォーマンスや強みに気づき、それが企業成長につながっていく重要な要素であることなどが紹介されました。明日から実践できるものばかりで、会場の参加者はメモを取りながら聞き入っていました。



株式会社ワーク・ライフバランス  
取締役・パートナーコンサルタント  
大塚 万紀子さん

## 事例紹介 1 「we are smile producers!」全ては笑顔のために

株式会社アミファ執行役員の三井直美さんは、会社の成長に合わせたワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、柔軟に働ける仕組みづくりや子育て支援、ウェルネスの取り組みについて紹介。①在宅勤務や勤務時間帯の選択制度の導入、②休業前、復帰前のきめ細やかな面談やサポート、③時間外労働の抑制や有給休暇が取りやすい雰囲気づくりなどに取り組まれていました。こういった取り組みにより、離職率の低下による従業員の定着や高い有給取得率、一人当たりの時間外労働の短縮などの成果につながっていることなどをお話していただきました。



株式会社アミファ  
執行役員(現取締役)  
三井 直美さん

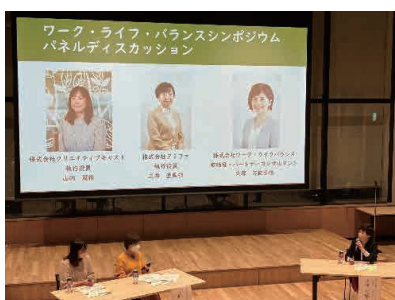
## 事例紹介 2 ワーク・エンゲージメントを高めるハッピーな組織づくり

株式会社クリエイティブキャスト執行役員の山内翼さんからは、客先駐在する従業員も考慮した働きやすい職場環境づくりや、子育て支援に関する取り組みについて紹介がありました。①東京の本社にキッズスペースを設置し、子どもと一緒に出社できる環境づくり、②働き方改革として、チャットツールや休暇制度の拡充と人事考課制度の全面改新、③社員自ら企業理念を再定義(リブランディング)などの取り組みにより、従業員自らサポートし合い、改善する主体性が生まれ、風通しの良い組織風土につながっていることをご紹介いただきました。



株式会社クリエイティブキャスト  
執行役員  
山内 翼さん

## パネルディスカッション



パネルディスカッションでは、株式会社ワーク・ライフバランスの大塚さんから三井さん、山内さんに取り組みについて質疑応答する形でやりとりがなされました。企業の人材課題が毎年変化しているなか、各社の取り組みを進める際に共通していたのが「改めて企業理念に立ち返る」ことでした。企業理念という共通認識を土台にして、従業員を巻き込んだ施策の検討や取り組みを進める際に理念を伝えていくなど、従来のやり方を発展させるお話がありました。離職を防止し人材を確保していくための切実な姿勢が現れていました。各種施策による成果が得られただけでなく、従業員自身が大事にされているという感覚が主体性につながっており、事業全体の推進力が生まれていました。不透明・不確実な時代において、新たな企業価値をいかに創造するか、示唆に富んだ内容でした。

## 男女平等推進団体「公益社団法人日本女子プロ将棋協会(LPSA)」

リーブラで活動を行っている「男女平等推進団体」「男女平等学習団体」のみなさんをご紹介します。

男性中心の将棋界でどのように男女平等を推進されてきたのか、現役女流棋士二段で代表理事の中倉さんにお話を伺いました。

### 女流棋士とプロ棋士とは

日本の将棋界では、「プロ棋士の制度（男女の区別なし）」と「女流棋士の制度（女性のみ）」という2つのプロ制度が併存しており、制度上「女流棋士」は後者を指す。女流棋士は、日本将棋連盟や当協会に所属するか、いずれにも所属しない者がいる。

プロ棋士になるには、男女ともに養成機関「奨励会」で好成績を収めれば棋士に昇格できるが、ライバルとの競争や満26歳の年齢制限という高いハードルのなかで、年4名と狭き門。いまだ「初の女性棋士」になった人はいない。奨励会とは別に1974年に女流棋士制度ができた。令和の将棋ブームのなかで藤井竜王などの存在により人気を博すようになったほか、女流棋士にも注目が集まり、昔に比べて女流棋戦も増え活躍の場が広がっている。ただ、16歳で女流棋士となった中倉氏は、当時を振り返ると「プロになれたことを素直に喜べない状況があった。」と語っている。

### 女流棋士を取り巻く環境

対局料も低く、対局数も少なく、それだけでは生活ができない。また、女流棋士や目指す人が圧倒的に少なく、SNSもなく気軽につながれず、男性たちの中で腕を磨かなければならなかった。今ほど社会における男女平等やハラスメント意識も高くない時代、セクハラ・パワハラもあるなど、当時の女流棋士は今よりもずっと陰しく孤独なものであった。

「当時は“弱いくせに”とか、少し目立つと“生意気、もっと強くなってから言え”という空気がありました。確かに男性棋士とは実力や経験値も違い敵わないが、女流棋士としてプロになったのに、なんでこんな風に言われたいいけないのか、居心地の悪い思いをしなないといけないのか、と当時は思いました」。「女流棋士は男性の棋士とは別に価値があって、女流棋士としての世界を確立し、ひいては自分の存在価値を確立したい。そんな思いから、独立を望む一人として団体設立に加わりました」。

独立決起時には女流棋士のほぼ全員が独立を望んでいたが、将来の不安などから残留を希望する人もでてきて、独立に向けた協力が得られないこともあった。男性中心の将棋界において、女性棋士の地位向上、待遇改善などを目指し2007年に17名の女流棋士が日本将棋連盟より独立した。

### 独立後の厳しさと問われる団体としての価値

独立後は経済的に厳しい状況や日本将棋連盟との関係悪化などもあり、危機的な状況にもあった。「真正面から正しいことを主張したり、将棋の普及のためと思ってしていることも、足を引っ張られることが多く、苦労が絶えませんでした」。それでも信念をもって取り組み、3代目の代表理事に就任し10年目を迎えた。今は将棋連盟との関係もよくなり、団体としての存在価値が真に問われている。

「将棋という頭脳競技に、現在実力の性差があるのは、歴史や競技人口の違いだと思っています。女流制度が始まり人数が増え女流棋士全体の実力が上がっています。当時は年に1～2回勝てばいいほうだったのが、この10年で、女流棋士が男性に勝つことが劇的に増えました。ピラミッドも大きくなれば変わっていきます。そのために女性の間口を広げたい。女流棋士という枠組みでも強くなれる、ということを示していけば、自分たちの存在意義にもつながると思っています」。

### 団体の活動

日本生産性本部の「レジャー白書」によると、将棋人口の男女比はおおむね8対2と、女性人口はまだまだ少ない。裾野拡大に向けた将棋普及活動に取り組みつつ、後進の育成に取り組んでいる。主に、①女流棋士の育成（女流棋士を目指す若手選手を含めた勉強会など）、②将棋普及活動（入門、親子、級位者向け）大会、③子どもへの普及活動などがある。

「女性が将棋を指す光景が自然にみられ、子どもが女流棋士になる夢を親が自信をもって応援できる。そんな当たり前を目指しています」。将棋の女性愛好家を増やすため、初心者の気持ちに寄り添うことを大切に環境づくりを心掛けています。

### 普及に向けた工夫

将棋道場に足を運んでもそこは男性だけ。よほど将棋が好きじゃないと、女性が続けたいと思える環境にない。初めて大会に出た際も、観戦している知らない男性からダメ出しされることもあり、勇気をもって参加したのに将棋をしたい気持ちが萎えてしまうことがある。初心者の人が始めやすい、続けやすい環境が必要で、きめ細やかな工夫を重ねている。

大会が初めての人や初心者向けのクラス、女性限定の5人制団体戦を設けている。一人で知らない人と盤を挟む心理的な負担を、同性の仲間の存在で和らげたり、ベストドレッサー賞や敢闘賞など勝敗以外の賞をつくらしたりするなど、勝つこと以外に楽しめる工夫や上達ポイントを細かく伝えるなど気を配る。

ある女性限定の大会を開催した際は、過去最高人数の150人が集まった。対局後にお菓子を交換し合うなど和やかな雰囲気、参加者には好評だった。

「将棋道場に行った際に半分以上が女性という環境を目指していきたい。本来、将棋は自由。ルールにのっとれば、自由に作っていい。もっと手軽にできるような本来の楽しさを伝え、気軽に始められる環境やきっかけを作っていききたいと思います」。

### 男女平等推進団体としての今後の抱負

「女流棋士として自分たちの職業を確立、地位を高め広めていきたいです。子どもの夢として自信をもって勧められる、認められる職業にしていきたい」。

「男性社会の中で女性が頑張っているのを“すごいね”“優遇されている”と言われるのではなく、それが自然であることがゴール。そんな理想を目指す過程のなかで、私たちは苦労・逆境を乗り越えてきた。この社会で生きていくことは大変だけれども“乗り越え方”を後に続く人に見せていきたいです」。

「将棋は、与えられた道を歩くより、自分でつくっていく楽しさがあります。4歳から知るこの世界をよくしていきたい、知ってもらいたいという気持ちで今後も男女平等を推進していきたいです」。

#### お話をうかがった方

公益社団法人日本女子プロ将棋協会(LPSA)

代表理事 女流棋士二段

中倉 宏美さん





## 2022年度パープルリボン運動展示のご報告

リーブラでは、11月12日(土)～25日(金)の「女性に対する暴力をなくす運動」期間、リーブラで活動する団体の作品を募集し、展示しました。あわせて、パネル展や講座を開催し、女性に対する暴力根絶を呼びかけました。



## お知らせ 2023年度 リーブラ主催講座のテーマのご紹介

港区立男女平等参画センター(愛称:リーブラ)は、「全ての人が性別等にとらわれず、自分らしく豊かに生きることができる社会」の実現に向けて、さまざまな切り口で講座を開催しています。

### ワーク・ライフ・バランスの推進

- 自分軸発見!講座
- 職場でのずれる男女の対話 **New!**

### 女性のエンパワーメント

- 起業支援
- なくそう就活セクハラ **New!**
- お母さんのための当事者研究 **New!**

### 企業の取組支援

- ワーク・ライフ・バランス
- 女性の管理職養成講座

### ダイバーシティ&インクルージョン

- LGBTQ+/SOGIE
- LGBTQ+と防災 **New!**

### 家庭と子育て

- 絵本の森
- みんなであそぼう!

### 性と健康

- 包括的性教育 **New!**
- 女性の更年期 **New!**

### 地域活動・交流支援

- 変えたいことがある人のためのアクティビズム入門 **New!**
- ブックトーク **New!**

### ジェンダー視点で知る・学ぶ・問い直す

- 女性ホームレスとジェンダー **New!**
- 新自由主義と分断とジェンダー **New!**
- 法制度とジェンダー **New!**
- 結婚・家族とジェンダー **New!**
- 難民とジェンダー **New!**
- 中絶とジェンダー **New!**
- 労働とジェンダー **New!**

## 第43回 男女平等参画フェスタ in リーブラ2023 開催のお知らせ!!

～今年も「男女共同参画週間」に開催します!～



開催日程

2023年6月23日(金) 18:30～20:00 【前夜祭主講演】  
 6月24日(土) 10:00～16:00  
 6月25日(日) 10:00～15:30

講座

展示

体験  
イベント

ステージ  
発表

軽食  
お茶会



【前夜祭主講演】

東ちづるさん

俳優  
一般社団法人 Get in touch 代表

## 港区立男女平等参画センター リーブラ

〒105-0023 港区芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦  
 Tel:03-3456-4149 Fax:03-3456-1254  
 ▶<https://www.minatolibra.jp/>



@libraminato

### アクセス

- JR「田町駅」東口(芝浦口)徒歩5分
- 都営地下鉄浅草線「三田駅」A7出口 三田線「三田駅」A9出口 徒歩7分
- ちいばす ◆芝ルート・芝浦港南ルート「みなとパーク芝浦」徒歩0分  
◆芝浦港南ルート「芝浦一丁目」徒歩4分
- 都営バス(田92・99)「田町駅東口」徒歩6分



港区男女平等参画情報誌「OASIS オアシス」特集号 2023年3月発行  
 発行:港区立男女平等参画センター 指定管理者 株式会社明日葉